

瑞穂町行政評価委員会第32回補助金等審査分科会

審査・報告事項一覧

審査事項（2件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
5審査-1	協働推進部 安全・安心課	瑞穂町自転車用ヘルメット着用促進補助金	1
5審査-2	福祉部 子育て応援課	義務教育就学児医療費助成事業の一部負担金撤廃	2

報告事項（14件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
5報告-1	住民部 環境課	瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金	3
5報告-2	協働推進部 産業経済課	瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金	4
5報告-3	協働推進部 産業経済課	瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金	5
5報告-4	福祉部 福祉課	令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金	6
5報告-5	福祉部 福祉課	令和5年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金	7
5報告-6	福祉部 福祉課	令和5年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金	8
5報告-7	福祉部 子育て応援課	令和5年度瑞穂町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	9
5報告-8	福祉部 子育て応援課	令和5年度瑞穂町食材価格高騰に伴う在宅養育児童等保護者負担軽減臨時給付金	10
5報告-9	福祉部 子育て応援課	令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金	11
5報告-10	福祉部 子育て応援課	令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金	12
5報告-11	福祉部 高齢者福祉課	令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金	13

5報告-12	福祉部 健康課	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援補助金	14
5報告-13	教育部 学校教育課	羽村・瑞穂地区学校給食組合臨時負担金	15
5報告-14	教育部 学校教育課	学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金	16

・補助金の内容については、資料を参照願います。

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町自転車用ヘルメット着用促進補助金
担当部署	協働推進部安全・安心課
担当者名	新 陽介
補助対象 次の要件すべてを満たす者 1 補助金申請日に町内に住所を有し、 ・令和6年3月31日時点で、18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ） ・令和6年3月31日時点で、65歳以上（昭和34年4月1日以前生まれ） ・未就学児童と生計を共にする保護者 のいずれかに該当する者 2 町税の滞納がない者 3 ヘルメットを、令和5年4月1日以降に購入した者	
規程等 補助金交付要綱は現在作成中です。	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 補助対象者が、令和5年4月1日以降に安全認証（SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク）を受けた新品の自転車用ヘルメットを購入した場合に2,000円を上限として補助します。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 令和5年4月1日、改正道路交通法の施行により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化となりました。 しかしながら東京都におけるヘルメット着用率は5.6%と、自転車利用者のヘルメット着用の定着に至っていない状況です。 本補助金の補助対象者は、瑞穂町の人口の約5割を占めており、かつ交通手段として自転車を多用している世代と言えることから、早期にヘルメット着用の習慣化を促進し、交通事故防止と事故被害軽減を図ることを目的として実施するものです。	
補助金額 1,200,000円（2,000円×600人（個）分）	
補助割合 使用者のヘルメットの購入費の2分の1かつ上限2,000円 ※ただし100円未満の端数については切り捨てとする	
実施期間 令和5年7月中旬から令和6年3月31日	
その他 既に同様の補助金制度を導入している自治体もあり、近隣の福生市、羽村市、あきる野市においても導入予定となっています。 東京都も補助事業を立ち上げており、自治体が負担した2分の1の補助が見込まれます。	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	義務教育就学児医療費助成事業の一部負担金撤廃
担当部署	福祉部 子育て応援課 子育て支援係
担当者名	島崎 友介
補助対象 町内在住の義務教育就学児を養育している方 ※義務教育就学児：6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	
規程等 瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ・実施主体：福祉部 子育て応援課 子育て支援係 ・助成対象者：町内に居住する対象児童を養育している方 ・対象児童：6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 ・内容：通院時（施術を含む）に係る医療費の自己負担額に係る一部負担金（通院1回につき200円上限）を撤廃し、町が全額を助成するものです。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 子育て支援策の更なる充実を図ることを目的とし、義務教育就学期にある児童を養育している方に対し、児童に係る医療費を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することができるためのものです。	
補助金額（助成金額） 通院時（施術を含む）に係る医療費の自己負担額に係る一部負担金（通院1回につき200円上限）を撤廃し、町が全額を助成するものです。 ※扶助費（医療費給付費）について、流行している疾病等により額が増減するため、制度改正後に予算の不足が生じた場合は、財政部局と協議の上、補正予算を計上する予定です。	
補助割合 全額町負担	
実施期間 令和5年10月1日から	
その他 都内市町村における医療費の助成状況（令和5年4月1日現在） ※島しょを除きます。 全額助成（一部負担金なし）…9団体、一部助成（一部負担金あり）…23団体	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金
担当部署	住民部 環境課 環境係
担当者名	山口 晃弘
補助対象 第3条 町長の定める地域内において、専用住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者 (2) 補助事業の期間内に合併処理浄化槽を設置することができない者 (3) 販売の目的で、合併処理浄化槽付専用住宅を建築（改築を含む。以下同じ。）する者（以下「建築者」という。）。ただし、居住の目的で、当該専用住宅を購入する者（以下「購入者」という。）がいる場合は、購入者に代り、補助金交付の対象者となることができる。 (4) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 (5) 合併処理浄化槽の処理水の放流方法について、関係者の承諾又は同意を必要とする者で、これらが得られない者 (6) 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け厚生省浄化槽対策室長通知）に適合しない構造の合併処理浄化槽を設置する者 (7) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会及びその会員である一般社団法人東京都浄化槽協会で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象になるものについては、同制度に基づき保証登録されていない浄化槽を設置する者 （平成9告示87・一部改正）	
規 程 等 瑞穂町補助金等交付規則 瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱 東京都浄化槽設置事業補助金交付要綱 （国）浄化槽市町村整備推進事業実施要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町長の定める地域内において、専用住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、設置費用の一部を補助するものです。	

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

町では河川の水質汚濁を防止し、生活環境を保全するため、公共下水道整備を推進しているところですが、公共下水道が未整備の地域には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を使用しているご家庭があります。河川の水質を悪化させる大きな要因の1つが、洗濯、お風呂などで使われた生活雑排水の流入によるものです。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促し、公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行う必要があります。

補助金額

補助金額については、瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱にて定めているが、東京都浄化槽設置事業補助金交付に係る実施要領で定める基準額に合わせて以下のように改めたい。

現行		
	5人槽	384,000円
改正案		
	5人槽	360,000円

※補助割合は市町村負担1／2、東京都助成1／2

実施期間

令和5年4月1日

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金
担当部署	協働推進部 産業経済課 農政係
担当者名	田中 悠也
補助対象 原油価格・物価高騰に直面する農業者に対して、動力光熱費及び飼料費に係る経費を補助することで、農業経営の安定化を図り、もって消費者に安全な農畜産物を供給することを目的とします。	
規程等 瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金交付要綱（作成中）	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） （１）補助対象者 ① 動力光熱費高騰対策事業 申請時点で１年以上継続して事業を営んでおり、町の区域内に住所を有する農産物販売金額５０万円以上の販売農家で、今後も営農を継続する意思のある方 ② 飼料費高騰対策事業 申請時点で１年以上継続して事業を営んでおり、町の区域内に住所を有する一定数以上の家畜を飼養している販売農家で、今後も営農を継続する意思のある方 （２）補助対象経費 ① 動力光熱費高騰対策事業 動力光熱費（ガソリン、軽油、重油、電気等） ② 飼料費高騰対策事業 飼料費	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 海外情勢の影響による、燃料費の高騰は依然続いており、瑞穂町の農業者の負担軽減及び経営を安定的に維持、発展させるため、緊急的な支援を行うことが必要です。 また、配合飼料価格の上昇が続いている一方で、乳価や肉牛の売価は上がり、特に影響を受けている畜産農家については、動力光熱費に加え飼料費の一部についても補助することで、農業経営の安定化を図ることが必要です。	
補助金額及び補助割合 ① 動力光熱費高騰対策事業 直近の確定申告時に申告した動力光熱費の２０％（千円未満切り捨て）上限額１０万円 ② 飼料費高騰対策事業 直近の確定申告時に申告した飼料費の２０％（千円未満切り捨て）上限額２０万円	
実施期間 令和５年８月７日（月）から令和５年１２月２８日（木）まで	
その他 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業として実施します。	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金
担当部署	協働推進部 産業経済課 商工係
担当者名	村田昌也、猪俣良次
補助対象 原油価格の高騰や電力及びガス等のエネルギー価格高騰の影響を受けている町内の中小企業者等に対して、燃料等の購入に係る経費を補助することにより、中小企業者等の経営の安定化を図り、もって町の産業振興に寄与することを目的とします。	
規程等 瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金交付要綱（作成中）	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） （１）補助対象者 申請時点で１年以上継続して事業を営み収入を得ており、主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が町の区域内にあり、今後も事業を継続する意思のある者 （２）補助対象経費 燃料費（ガソリン、軽油、重油、灯油等）、光熱費（電気、ガス等）	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 海外情勢などの影響により、世界規模で不確実性が継続しており、原油等の国際価格は変動を伴いつつ、高い水準で推移し続けています。また、併せて長引く円安により、海外からの液化天然ガスや石炭などの輸入価格の上昇が主な要因として、電気料金も高い水準となっており、今後も高い水準で推移することが予想されています。これらのことから、ガソリン等の燃料、電気及びガスを利用している、瑞穂町の中小企業者等の負担軽減及び経営の安定化を図るため、令和４年度に引き続き、緊急的な支援を継続して行うことが必要です。	
補助金額及び補助割合 直近の決算額１年分の燃料費及び光熱費の２０％（千円未満切り捨て）上限額は１０万円	
実施期間 令和５年８月７日（月）から令和５年１２月２８日（木）まで	
その他 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の活用事業として実施します。	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金
担当部署	福祉部 福祉課 福祉推進係
担当者名	小山健一
補助対象 次の①又は②に該当する世帯 ① 基準日（令和5年6月1日）において同一世帯に属する者全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ② 家計が急変し①と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）	
規 程 等 令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金支給事務実施要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ① 支給対象世帯：3, 600世帯 ② 支給金額：1世帯当たり 30, 000円 ③ 支給受付期間：6月から9月30日 ④ 支給方法：指定口座に振り込み（プッシュ型） ⑤ 財 源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 （補助率10／10）	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を軽減するため、令和4年度に引き続き、住民税非課税世帯等に低所得世帯支援金を給付する必要があるため。	
補助金額 令和5年度第3号補正にて補正予算を要求予定。 ① 負担金、補助及び交付金：非税世帯等への臨時特別給付金 @ 30, 000円×3, 600世帯 = 108, 000, 000円 ② 委託料：システム改修委託料 外 = 2, 678, 000円	
補助割合 10分の10	
実施期間 支給受付期間：6月から9月30日	
その他 ○未申告者の属する世帯、基準日以降の転入世帯等は、別途申請や確認が必要となります。 ○住民部税務課の協力及び連携のもと事業を進めます。	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金
担当部署	福祉部 福祉課 福祉推進係
担当者名	小山健一
補助対象 ① 基準日（令和5年6月1日）において世帯全員が令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯 ② 令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金の支給を受けていない世帯	
規程等 令和5年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給事務実施要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ① 支給対象世帯：約600世帯（見込み） ② 支給金額：1世帯当たり 25,000円 ③ 支給受付期間：6月から9月30日 ④ 支給方法：指定口座へ振り込みます。（プッシュ式） ⑤財 源：一般財源	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） エネルギー・食料品価格等の高騰による生活への影響を軽減するため、令和4年度に引き続き低所得者世帯等（住民税均等割のみ課税世帯）に町独自の臨時特別給付金を給付するものです。	
補助金額 1世帯当たり 25,000円	
補助割合 1世帯当たり 25,000円（定額）	
実施期間 支給受付期間：6月から9月30日	
その他	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金		
担当部署	福祉部 福祉課 障がい者支援係		
担当者名	若松亮子		
補助対象	①～④の障害福祉サービス事業を実施する町内の事業所 ①宿泊系サービス（共同生活援助、短期入所） ②訪問系サービス（居宅介護、同行援護等） ③通所系サービス（生活介護、就労継続支援事業等） ④相談系サービス（自立生活援助、計画相談支援等）（①～④計23サービス） ⑤①～④に類似するサービス（地域活動支援センター事業、障害児等タイムケア事業） 民間事業所：16（既存13＋新規開設見込3）事業所、公立事業所：5事業所		
規程等	令和5年度障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金要綱（今後制定予定）		
事業概要	（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 実施主体：瑞穂町 対象経費：対象事業を実施する事業所が支出した光熱費、燃料費、食材費等に対し、下記基準額を上限に補助 基準額：対象事業①：単価158円×利用者数×事業日数（183日上限） 対象事業②：単価42円×利用者数×事業日数（183日上限） 対象事業③～⑤：単価42円×利用者数×事業日数（124日上限）		
補助の必要性	（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 物価高騰に直面する中、利用者から高騰分を徴収することが困難な福祉サービス事業所の負担軽減を目的とします。 補助対象事業所のうち、民間事業所には補助事業として、町が設置する公立の事業所には委託料の増額として補助を行います。		
補助金額（補助基準額で積算）	※事業所数は重複あり		
民間事業所補助分（新規事業所3か所開設を見込む）			
対象事業①：6事業所	利用者見込	74人	1,848,000円
対象事業②：3事業所	利用者見込	41人	312,000円
対象事業③：7事業所	利用者見込	194人	903,000円
対象事業④：2事業所	利用者見込	42人	217,000円
	合計	3	3,280,000円
公立事業所補助分			
対象事業③：2事業所	利用者見込	50人	260,000円
対象事業④：2事業所	利用者見込	46人	238,000円
対象事業⑤：2事業所	利用者見込	52人	270,000円
	合計		768,000円
	全事業所合計	4	4,048,000円

補助割合

民間事業所分は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の充当を予定
公立事業所分は町一般財源

補助対象期間

令和５年４月１日から９月３０日まで

その他

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用等、財源確保に努めます。

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
担当部署	福祉部 子育て応援課 子育て支援係
担当者名	島崎 友介
給付対象	①低所得のひとり親世帯以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税である方等 ②家計が急変した方等 ※低所得のひとり親世帯分は、東京都から支給します。
規 程 等	令和5年度瑞穂町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	・実施主体：福祉部 子育て応援課 子育て支援係 ・給付対象者：①低所得のひとり親世帯以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税である方等 ※令和4年度同給付金の受給者にプッシュ式（申請不要）で支給 ②家計が急変した方等（申請が必要） ・対象児童：平成17年4月2日（障がい児の場合、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童 ・給付方法：①令和4年度に支給した口座に振込 ②申請書に記載の口座に振り振込 ・給付金額：児童1人当たり一律50,000円 ・給付時期：①5月31日 ②随時
給付の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	低所得の子育て世帯が、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している状況に鑑み、食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から給付事業を実施するものです。
給付金額（助成金額）	児童1人当たり50,000円 ※予算金額 @50,000円×400人＝20,000,000円
給付割合	全額国負担（子育て世帯生活支援特別給付金事業費国庫補助金）
実施期間	令和5年5月10日から令和6年3月15日まで
その他	給付金の受給を辞退する場合は、受給拒否の届出が必要です。

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町食材価格高騰に伴う在宅養育児童等保護者負担軽減臨時給付金
担当部署	福祉部 子育て応援課 子育て支援係
担当者名	島崎 友介
給付対象 保育所及び幼稚園等（副食費の値上げを行っている施設を除く）に所属していない未就学児童を養育する保護者 ※保育所等とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所）、認証保育所等のことです。	
規程等 令和5年度瑞穂町在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給付金給付事業実施要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ・実施主体：福祉部 子育て応援課 子育て支援係 ・給付対象者：保育所及び幼稚園等（副食費の値上げを行っている施設を除く）に所属していない未就学児童を養育する保護者 ・対象児童：保育所及び幼稚園等（副食費の値上げを行っている施設を除く）に所属していない未就学児童 ・給付金額：対象児童1人当たり月額@200円×6か月分＝1,200円 ※月額算出根拠は、物価高騰の影響を踏まえ、保育所及び幼稚園等副食費に係る公定価格が200円引上げ（4,500円→4,700円）されたため。 ・申請方法：申請書の提出による ・支払方法：指定口座への振込	
給付の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び国際情勢等から生じた物価高騰の影響に伴う食材費の値上等により、在宅で未就学児童を養育している保護者等の経済的負担が増加しており、その負担軽減を図るために実施するものです。 同時に、保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金事業を実施する予定であり、町全体の児童への支援の公平性を担保すること、町の未来を担う児童の健やかな成長に寄与することから両事業を実施するものです。	
給付金額 児童1人当たり月額200円 ※予算金額 @200円×6か月×対象児童250人＝300,000円	
給付割合 全額町負担	
実施期間 令和5年4月分から9月分まで（6か月分） ※給付金の申請は、令和6年3月29日まで受け付けます。	
その他 令和4年度に同様の事業を行っていますが、新たに副食費の値上げを行った施設に通園する児童の保護者も対象としています。	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金																																																						
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係																																																						
担当者名	池田 隼士																																																						
補助対象	Aグループ：町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園 計13園 Bグループ：一時預かり事業、定期利用保育事業、病児保育事業																																																						
規程等	令和5年度保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱（今後都が制定予定） 令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金交付要綱（今後制定予定）																																																						
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象児童数：Aグループ：実施期間における各月の初日在籍児童数の合計 Bグループ：実施期間における延べ利用児童数 ・補助金額：Aグループ：児童一人当たり月額1,265円 Bグループ：児童一人当たり日額 60円																																																						
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	物価高騰に直面する中、利用者から高騰分の経費を徴収することが困難な保育所等の負担（光熱費等）軽減をするものです。																																																						
補助金額	【歳出】※6月補正予算で計上予定です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>細節</th> <th>細々節及び科目名</th> <th>金額（千円）</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>03</td> <td>02</td> <td>02</td> <td>18</td> <td>01</td> <td>10 保育所等物価高騰臨時対策事業補助金</td> <td>3,905</td> <td> △ 3,889,875円 □ 14,880円 </td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>02</td> <td>03</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>01 むさしの保育園指定管理者委託料</td> <td>754</td> <td> △ 751,410円 □ 2,160円 </td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>02</td> <td>03</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>02 石畑保育園指定管理者委託料</td> <td>908</td> <td> △ 889,295円 □ 18,120円 </td> </tr> <tr> <td>09</td> <td>04</td> <td>01</td> <td>18</td> <td>01</td> <td>09 幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金</td> <td>3,097</td> <td> △ 2,838,660円 □ 258,000円 </td> </tr> <tr> <td colspan="6">計</td> <td>8,664</td> <td> △ 8,369,240円 □ 293,160円 </td> </tr> </tbody> </table>							款	項	目	節	細節	細々節及び科目名	金額（千円）	内訳	03	02	02	18	01	10 保育所等物価高騰臨時対策事業補助金	3,905	△ 3,889,875円 □ 14,880円	03	02	03	12	12	01 むさしの保育園指定管理者委託料	754	△ 751,410円 □ 2,160円	03	02	03	12	12	02 石畑保育園指定管理者委託料	908	△ 889,295円 □ 18,120円	09	04	01	18	01	09 幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金	3,097	△ 2,838,660円 □ 258,000円	計						8,664	△ 8,369,240円 □ 293,160円
款	項	目	節	細節	細々節及び科目名	金額（千円）	内訳																																																
03	02	02	18	01	10 保育所等物価高騰臨時対策事業補助金	3,905	△ 3,889,875円 □ 14,880円																																																
03	02	03	12	12	01 むさしの保育園指定管理者委託料	754	△ 751,410円 □ 2,160円																																																
03	02	03	12	12	02 石畑保育園指定管理者委託料	908	△ 889,295円 □ 18,120円																																																
09	04	01	18	01	09 幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金	3,097	△ 2,838,660円 □ 258,000円																																																
計						8,664	△ 8,369,240円 □ 293,160円																																																
補助割合	【令和5年度保育所等物価高騰緊急対策事業都補助金】 Aグループ（公立、幼稚園除く）：児童一人当たり月額719円 Bグループ（幼稚園除く）：児童一人当たり日額29円 残額について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定です。																																																						
補助対象期間	令和5年4月1日から9月30日まで																																																						
その他	・令和4年度に都の補助を受け同様の事業を実施しています。																																																						

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金																																										
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係																																										
担当者名	池田 隼士																																										
補助対象	町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園のうち、副食費の値上げをしていない施設 計12園																																										
規程等	令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金交付要綱（今後制定予定）																																										
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象施設：町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園のうち、副食費の値上げをしていない施設 計12園																																										
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び国際情勢等から生じた物価高騰の影響に伴い、保育所及び幼稚園等における給食食材費の値上げ等により、給食の提供にも影響が出ています。副食費の値上げによる保護者負担の増加を防止することを目的に実施するものです。 同時に、食材価格高騰に伴う在宅養育児童保護者負担軽減臨時給付金事業を実施する予定であり、町全体の児童への支援の公平性を担保すること、町の未来を担う児童の健やかな成長に寄与することから両事業を実施するものです。																																										
補助金額	・算定方法：副食費公定価格値上げ額（200円）×実施期間における毎月初日の在籍児童のうち、副食費免除対象外の児童数 ・予算額：下記のとおり6月補正で計上予定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th><th>項</th><th>目</th><th>節</th><th>細節</th><th>細々節及び科目名</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>03</td><td>02</td><td>02</td><td>18</td><td>01</td><td>09 保育所等給食食材費臨時支援補助金</td><td>624</td></tr> <tr> <td>03</td><td>02</td><td>03</td><td>12</td><td>12</td><td>01 むさしの保育園指定管理者委託料</td><td>119</td></tr> <tr> <td>03</td><td>02</td><td>03</td><td>12</td><td>12</td><td>02 石畑保育園指定管理者委託料</td><td>140</td></tr> <tr> <td>09</td><td>04</td><td>01</td><td>18</td><td>01</td><td>08 幼稚園等給食食材費臨時支援補助金</td><td>342</td></tr> <tr> <td colspan="6">計</td><td>1,225</td></tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	細節	細々節及び科目名	金額（千円）	03	02	02	18	01	09 保育所等給食食材費臨時支援補助金	624	03	02	03	12	12	01 むさしの保育園指定管理者委託料	119	03	02	03	12	12	02 石畑保育園指定管理者委託料	140	09	04	01	18	01	08 幼稚園等給食食材費臨時支援補助金	342	計						1,225
款	項	目	節	細節	細々節及び科目名	金額（千円）																																					
03	02	02	18	01	09 保育所等給食食材費臨時支援補助金	624																																					
03	02	03	12	12	01 むさしの保育園指定管理者委託料	119																																					
03	02	03	12	12	02 石畑保育園指定管理者委託料	140																																					
09	04	01	18	01	08 幼稚園等給食食材費臨時支援補助金	342																																					
計						1,225																																					
補助割合	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定です。																																										
実施期間	令和5年4月1日から9月30日まで																																										
その他	・令和4年度に同様の事業を実施しています。 ・副食費の値上げをした施設に通所する児童の保護者に対しては、食材価格高騰に伴う在宅養育児童保護者負担軽減臨時給付金事業により負担軽減を図ります。																																										

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金		
担当部署	福祉部 高齢者福祉課 介護支援係		
担当者名	鳥海 和正		
補助対象 町内に事業所を有し、介護保険サービスを提供する事業所又は施設 ① 宿泊系事業所【短期入所生活介護他】 ② 訪問系事業所【訪問介護・訪問入浴他】 ③ 通所系事業所【通所介護・地域密着型通所介護他】 ④ 相談系事業所【居宅介護（介護予防）支援】			
規程等 （仮称）令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金交付要綱 ※今後制定予定			
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 物価高騰の影響を受けている町内介護事業所等に対し、負担軽減のための支援として、燃料費、光熱費、食材費等の一部を補助するものです。 実施主体：瑞穂町 基準額：対象事業所① 利用者数×158円×日数（183日上限） 対象事業所② 利用者数×42円×日数（183日上限） 対象事業所③ 利用者数×42円×日数（区分ごと日数違いあり） 対象事業所④ 利用者数×42円×日数（6月上限）			
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 物価高騰の影響を利用者に価格転嫁できない介護事業所等に対し、町が予算の範囲内で運営経費（燃料費、光熱費、食材費等）の一部を補助することで、負担軽減を図り、事業所等の安定した運営を維持するため。 補助対象事業所のうち、民間事業所には補助事業として補助金を支給し、町が設置する公立事業所には、補助金支給相当分を委託料に追加し支給します。			
補助金額 民間事業所分 対象事業所① 8事業所 利用者見込数 58人 1,677,000円 対象事業所② 12事業所 利用者見込数 197人 1,514,000円 対象事業所③ 14事業所 利用者見込数 253人 1,744,000円 対象事業所④ 9事業所 利用者見込数 617人 154,000円 合計 5,089,000円 公立事業所分 対象事業所③ 2事業所 利用者見込数 23人 80,000円 対象事業所④ 1事業所 利用者見込数 84人 22,000円 合計 102,000円 全事業所合計 5,191,000円			

補助割合

対象期間に負担した経費（燃料費、光熱費、食材費等）の一部

実施期間

令和５年４月１日から９月３０日まで

その他

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰充填支援地方交付金を活用

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援補助金
担当部署	福祉部健康課
担当者名	榎本 康弘
補助対象 町内の区域内に所在する診療所において新型コロナウイルスワクチンの個別接種を行う医師又は法人	
規程等 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱 瑞穂町新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援補助金交付要綱（制定予定） 瑞穂町新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援補助金交付事務取扱要領（制定予定）	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 町が指定する期間において、新型コロナウイルスワクチンの接種を町が定める基準回数以上実施した診療所の医師又は法人に対し、補助金を交付することで、個別接種の機会を確保するものです。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 国から示されている令和5年度の接種体制整備方針として、「現時点では短期間で集中的に接種を促進するような状況は見込まれず、また、今後の安定的な制度の下での接種を見据えると、個別医療機関を中心とする体制への移行を進めることが適当である。」とされており、補助金を交付することで、個別接種を促進していく必要があります。 なお、国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の中で、個別接種促進支援として令和4年度まで東京都がとりまとめを行っていた事業が令和5年度から区市町村に移管されたため実施するものです。	
補助金額 補助金の交付対象期間中に週100回以上の接種を4週間以上行った場合、接種1回当たり2,000円を補助金として交付します。	
補助割合 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 10分の10	
実施期間 令和5年5月1日から同年8月31日まで	
その他	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	羽村・瑞穂地区学校給食組合臨時負担金
担当部署	教育部 学校教育課
担当者名	大澤 達哉
補助対象 羽村・瑞穂地区学校給食組合 (町立小中学校に就学する児童・生徒の保護者)	
規程等 羽村・瑞穂地区学校給食組合格約	
事業概要 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	
1 目的 昨今の食材価格高騰に伴う学校給食食材費の増額分に対し、児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、令和4年度と同様に羽村・瑞穂地区学校給食組合に対し臨時の負担金を交付することで、学校給食費を改定(増額)することなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を提供します。	
2 対象者 町立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者	
3 支出方法 羽村・瑞穂地区学校給食組合への臨時負担金の交付	
4 積算根拠 (羽村・瑞穂地区学校給食組合による算出) 令和5年3月と前年同月との消費者物価指数の食材に係る上昇率 7.6%を給食費単価に加算し、小学校は 18 円/食、中学校は 22 円/食を食材費高騰による影響額とします。 令和5年度の影響額 小学校: 18 円/食 × 185 日 × 4,044 人 = 13,466,520 円 ≒ 13,466,000 円 中学校: 22 円/食 × 180 日 × 2,141 人 = 8,478,360 円 ≒ 8,478,000 円 小・中学校影響額総額: 21,944,880 円 ≒ 21,944,000 円 羽村市と瑞穂町の配分(児童・生徒数の割合による) 羽村市児童・生徒数: 2,583 人 + 1,397 人 = 3,980 人 (64.35%) 瑞穂町児童・生徒数: 1,461 人 + 744 人 = 2,205 人 (35.65%) 羽村市: 21,944,000 円 × 64.35% = 14,120,964 円 ≒ 14,120,000 円 瑞穂町: 21,944,000 円 × 35.65% = 7,823,036 円 ≒ 7,823,000 円	

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

令和４年度に引き続き食材価格が高騰しているので、給食費の値上げをしないようにするため、給食組合に対して臨時の負担金を交付し、児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減します。

また、子どもたちの健やかな成長に欠かせない給食の質を確保するためにも、食材費の支援は必要不可欠なものです。

補助金額

7,823,000 円

補助割合

10/10

実施期間

令和5年度

* 食材価格の高騰が令和 6 年度以降も継続する場合は、羽村・瑞穂地区学校給食組合の給食費の状況により延長等について、給食組合及び羽村市と協議・調整します。

その他

準備スケジュール

令和5年6月

令和5年第2回定例議会に補正予算を計上

6 月以降

羽村・瑞穂地区学校給食組合からの請求に基づき支出

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金																		
担当部署	教育部 学校教育課																		
担当者名	大澤 達哉																		
補助対象 町立小・中学校以外の小・中学校等に就学する児童・生徒の保護者																			
規程等 学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金支給事業実施要綱																			
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）																			
1 目的 昨今の食材価格高騰に伴う児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、羽村・瑞穂地区学校給食組合に対する臨時負担金と同程度の給付金を支給します。 2 対象者 町立小・中学校以外の小・中学校等に就学する児童・生徒の保護者 3 支出方法 上記対象者からの申請に基づく臨時給付金の支給 4 積算根拠（羽村・瑞穂地区学校給食組合への臨時負担金算出根拠に基づく） 令和5年3月と前年同月との消費者物価指数の食材に係る上昇率 7.6%を給食費単価に加算し、小学校は 18 円／食、中学校は 22 円／食を食材費高騰による影響額とします。 1 年間分の給食日数は、小学校 185 日、中学校 180 日とします。 小学生：18 円／食×185 日＝3,330 円≒3,400 円 中学生：22 円／食×180 日＝3,960 円≒4,000 円 ＊10 円単位を切り上げます。 5 対象期間 令和5年度 6 対象人数・補正予算額 <table border="0"> <tr> <td>私立学校等</td> <td>小学生 19 人</td> <td>中学生 44 人</td> </tr> <tr> <td>区域外就学</td> <td>小学生 15 人</td> <td>中学生 15 人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>小学生 13 人</td> <td>中学生 7 人</td> </tr> <tr> <td>アレルギー等</td> <td>小学生 10 人</td> <td>中学生 10 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>小学生 57 人</td> <td>中学生 76 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">⇒小学生 60 人 中学生 80 人（1 の位切り上げ）</td> </tr> </table> 小学生：60 人×3,400 円＝204,000 円 中学生：80 人×4,000 円＝320,000 円 合 計：524,000 円（補正予算計上額：524,000 円）		私立学校等	小学生 19 人	中学生 44 人	区域外就学	小学生 15 人	中学生 15 人	特別支援学校	小学生 13 人	中学生 7 人	アレルギー等	小学生 10 人	中学生 10 人	合計	小学生 57 人	中学生 76 人		⇒小学生 60 人 中学生 80 人（1 の位切り上げ）	
私立学校等	小学生 19 人	中学生 44 人																	
区域外就学	小学生 15 人	中学生 15 人																	
特別支援学校	小学生 13 人	中学生 7 人																	
アレルギー等	小学生 10 人	中学生 10 人																	
合計	小学生 57 人	中学生 76 人																	
	⇒小学生 60 人 中学生 80 人（1 の位切り上げ）																		

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

令和４年度に引き続き、町立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者と同様に、町立小・中学校以外の小・中学校等に就学する保護者に対して支援することにより、義務教育期間中の子どもを養育する保護者間の公平性を確保します。

また、子どもたちの健やかな成長に欠かせない食事を確保するためにも、食材費の支援は必要不可欠なものです。

補助金額

小学生：３,４００ 円／人　中学生：４,０００ 円／人

補助割合

町立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者への支援として実施する、羽村・瑞穂地区学校給食組合臨時負担金と同程度の金額とします。

実施期間

令和５年度

＊食材価格の高騰が令和６年度以降も継続する場合は、羽村・瑞穂地区学校給食組合の給食費の状況により延長等を検討します。

その他

準備スケジュール

令和５年６月

令和５年第２回定例議会に補正予算を計上

７月

広報紙等により事業周知、申請書等を保護者に郵送

７月～

受付期間、給付金支給

（令和６年３月１９日（火）を申請期限とする予定です）